

平成27年8月28日

## 復興庁

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)第8条第1項の規定に基づき、平成26年度における復興庁の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(環境配慮契約)の締結実績を次のとおり公表します。

### 1. 平成26年度の経緯

環境配慮契約法及び平成19年12月に閣議決定された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の推進を図ることとした。

### 2. 平成26年度における復興庁の環境配慮契約の締結状況

基本方針において具体的な契約方法が定められている、①電気の供給を受ける契約(裾切り方式)、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約(総合評価方式)、③船舶の調達に係る契約(船舶の設計(プロポーザル方式))、④省エネルギー改修事業(ESCO事業)に係る契約、⑤建築物に関する契約(プロポーザル方式)、⑥産業廃棄物の処理に係る契約(裾切り方式)のうち、②及び⑥に関連して以下のとおり契約を締結した。

#### ○自動車の購入及び賃貸借に係る契約

平成26年度においては、計9台の自動車を購入し、これら計9台の契約のうち、5台については総合評価落札方式による入札を実施した。

なお、上記以外の4台については契約に係る仕様に該当する自動車限定されたことから、一般競争入札によって契約を行った。

#### ○産業廃棄物の処理に係る契約

復興庁においては入居している民間ビルの指定業者との契約であり、競争できないため環境配慮契約方式による契約を行っていない。